

福岡県公報

平成28年3月22日
第3778号

目次

告示 (第268号 - 第269号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- ### 公告
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 1
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 4

告示

福岡県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
				古賀市青柳876番1先か	14.4	

福岡	県道	町川原福岡線	前	ら古賀市青柳2246番1先まで	37.0	1,158.0
			後	古賀市青柳876番1先から古賀市青柳2246番1先まで	14.4 37.0	1,158.0

福岡県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	町川原福岡線	古賀市青柳1714番4先から古賀市青柳2246番1先まで

公告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年3月22日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
築上郡築上町大字東八田の一部 (東八田地区)	平成28年3月15日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年2月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 カインズ福岡新宮店

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目10番1 外4筆

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物東側及び南側	260台	建物東側及び南側	239台
建物屋上部	50台	建物屋上部	71台
合計	310台	合計	310台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
建物内東側	26.33立方メートル	建物内東側	32.59立方メートル
建物内東側	6.22立方メートル	-	-
合計	32.55立方メートル	合計	32.59立方メートル

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
位置	出入口の数	位置	出入口の数
建物敷地西側及び南側	3	建物敷地西側及び南側	3

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年2月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス乙金店

(2) 所在地 大野城市乙金第二土地区画整理事業地内28街区11号 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年10月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,713.15平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場No.1 店舗北側	68
合計	68

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐輪場No.1 店舗東側	8
駐輪場No.2 店舗北東側	10
合計	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
荷さばき施設No.1 店舗北西側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
廃棄物等の保管施設No.1 店舗建物内北西側	5.4
合計	5.4

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場出No.	出入口の数	位置
駐車場No.1	出入口No.1	敷地北側(市道乙金大池沿い)
	出入口No.2	敷地東側(市道現人橋乙金線沿い)
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.1 24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年3月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称(仮称)ドラッグコスモス前原北店

(2) 所在地 糸島市前原北二丁目1876番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
有限会社富岡木材店	代表取締役 富岡 正文	糸島市東727番地の4

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年11月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,695平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場No.1 建物南側	27
駐車場No.2 建物敷地東側	53
合 計	80

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	20
合 計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	50

合 計	50
-----	----

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	12
合 計	12

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場出No.	出入口の数	位 置
駐車場No.1、No.2	1箇所	建物敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年3月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成28年3月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社ヤマシヨウ	田川市大字奈良1520-23	山内 民憲	平成25年4月14日 福岡県知事許可（般-25） 第97906号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成28年3月22日から平成28年4月4日までの14日間

4 処分の原因となった事実

有限会社ヤマシヨウは、公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。